

岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度実施要綱細則

この細則は、岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度実施要綱（以下「要綱」という。）の施行に当たって必要な細目を定めることを目的とする。

1 貸付対象者について（要綱第2条関係）

(1) 岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）の貸付対象者は、次の①～③に該当する者とする。

①要綱第2条に規定する高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者であり、かつ、原則として岡山県内の市町村に住民登録している者であること。

②養成機関への入学又は就職に際し、経済的援助を必要とすること。

③養成機関修了後、岡山県の区域内（以下「県内」という。）において、要綱第10条第1項第1号に規定する業務に従事しようとする者であること。

(2) 高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合における訓練促進資金の取扱いは、平成30年4月1日より次のとおりとする。

①入学準備金については、准看護師養成機関の入学時に貸付けを行うこととし、看護師の養成機関の入学時において改めて貸付けを行わないこととする。

②就職準備金については、原則として准看護師養成機関の修了時には貸付けを行わないこととし、看護師の養成機関を修了し、資格を取得した時点において就職準備金の貸付けを行うこととする。

③看護師の養成機関を修了した後、取得した資格を活かして就職し、その業務に5年間従事した場合には、貸し付けた入学準備金及び就職準備金の返還が免除されることとする。

2 貸付金の限度について（要綱第3条関係）

訓練促進資金は、養成機関に支払う入学金、教材費等の納付金の他参考図書、学用品、交通費等に充当するものであるもので、貸付金については、要綱第3条第2項に定める金額の範囲内であれば入学金等養成施設等に対する納付金の額の如何を問わず、本人の希望する額を貸し付けて差し支えないものとする。

3 訓練促進資金の交付方法について

訓練促進資金の交付決定を行った場合は、一括で交付するものとする。

4 返還の債務の当然免除について（要綱第10条関係）

(1) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、社会福祉法人岡山県社会

福祉協議会会長（以下「会長」という。）が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験する意思があると認めた場合、要綱第 10 条第 1 項第 1 号及び第 12 条第 1 項第 2 号に規定する「養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日」を、「養成機関を修了した年度の翌年度の資格取得した日」と読み替えることができるものとする。本人の申請は、資格試験受験意思届（様式 A1）の提出等により行うものとする。

(2) 要綱第 10 条第 1 項第 1 号、第 12 条及び第 13 条第 1 項第 2 号に規定する「他種の養成機関等」は、介護福祉士指定養成施設等卒業者の場合は社会福祉士指定養成施設等、社会福祉士指定養成施設等卒業者の場合は介護福祉士指定養成施設等とする。

(3) 要綱第 10 条第 1 項第 1 号、第 12 条及び第 13 条第 2 項第 2 号に規定する「その他やむを得ない事由」は、第 10 条第 1 項第 1 号に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合とする。

(4) 要綱第 10 条第 1 項第 1 号に規定する従事期間中に離職し再就職のために求職活動を行っている場合には、求職期間中も継続して業務に従事しているものとみなし、最長 1 年間を限度として業務従事期間に含むものとする。求職活動中は毎月求職活動状況報告書（様式 A2-1）に求職活動確認票（様式 A2-2）等当該事実を証する書類を添えて、会長に提出しなければならない。

5 返還の債務の裁量免除について（要綱第 15 条関係）

(1) 要綱第 15 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。

(2) 要綱第 15 条第 1 項第 3 号に規定する返還の債務の裁量免除は、本貸付事業が要綱第 10 条第 1 項第 1 号に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることから、その適用は機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握のうえ、個別に適用する。

(3) 裁量免除の額は、要綱第 10 条第 1 項第 1 号に規定する業務に従事した年数を 5 で除した数値を貸付額に乗じて得た額とする。

附 則

1 この細則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

2 この細則は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

3 この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

なお、旧細則に基づき実施している事業の取り扱いについては、従前の例によるものとする。